

平成23年6月28日

東京都知事  
石原慎太郎様

特別区長会  
会長 西川太一郎

東日本大震災による住宅被災世帯に対する支援について（要請）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、23区内においても、住宅の全壊11棟、半壊128棟という甚大な被害が発生しました。

しかしながら、住宅被災世帯等に対して支援金の給付を行う被災者生活再建支援法については、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、23区においては適用となる区がありません。また、住宅半壊被害については、原則支援の対象外とされています。

東日本大震災は広域にわたり甚大な被害を及ぼしており、都道府県や区市町村ごとに対応するのではなく、国が統一的な対応を行うべきものでありますが、国の対応は非常に遅く、時期を逸するものとなりかねません。

については、東日本大震災の住宅被災世帯が一刻も早く安心して暮らしていけるよう、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 国に対して、同一の災害で被災したすべての地域が支援の対象となるよう被災者生活再建支援法の見直しを行うことを、早急に働きかけること。
- 2 国が被災者生活再建支援法の見直しを行うまでの間、都としての支援策を講じること。